各務原市集会施設に対する補助金交付要綱

（令和８年３月３１日決裁）

各務原市集会施設に対する補助金交付要綱（昭和５８年７月２２日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域住民の融和を図るための活動拠点である集会施設（市内の自治会又は区域自治会連合会（以下「自治会等」という。）が所有し、又は主として管理する集会施設をいう。以下同じ。）の建設を促進し、及びその適正な管理に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。第６条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となるものは、自治会等とする。

（補助事業）

第３条　補助事業は、自治会等が行う次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるものする。

（１）建設事業　集会施設の新築、改築、改造又は増築を行う事業

（２）購入事業　既に建築されている建築物を集会施設として購入する事業

（３）修繕事業　集会施設の修繕を行う事業

（４）耐震修繕事業　集会施設の修繕を行う事業で、その内容に耐震補強工事を含むもの

（５）災害復旧事業　地震、暴風、豪雨、洪水等の自然災害により集会施設に次に掲げる被害のいずれかが生じ、市長が緊急に復旧する必要があると認めた場合において、当該集会施設の復旧を行う事業（次条第１項に規定する補助対象経費が１００万円を超える事業に限る。）

ア　集会施設の利用者等に対し危険を及ぼすおそれがある被害

イ　集会施設の利用に著しい支障を及ぼす被害

２　前項の規定にかかわらず、建設事業、購入事業、修繕事業及び耐震修繕事業のうち次の各号のいずれかに該当する場合については、補助事業としない。

（１）市が建設した集会施設を対象とする事業である場合

（２）市から補助金等の交付を受け建設された集会施設について、建設後５年未満で

増築を行う場合及び建設後２０年未満で改築を行う場合

（３）次のいずれかに該当する場合

ア　建設事業（改築、改造又は増築を行うものに限る。）又は耐震修繕事業を行う場合において、当該事業の完了後の集会施設が昭和５６年６月１日以後に建築された建築物と同等の耐震性を有しない場合

イ　購入事業を行う場合において、購入する集会施設が昭和５６年６月１日以後に建築された建築物と同等の耐震性を有しない場合

（４）市から他の補助金等の交付を受ける事業である場合

（５）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他関係法令等に違反している場合

３　第１項の規定にかかわらず、災害復旧事業のうち次に掲げるものは、補助事業としない。

（１）前項第４号又は第５号のいずれかに該当するもの

（２）市が建設した集会施設の建物本体の復旧を行う部分（前号に該当するものを除く。）

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費として市長が認める経費とする。

２　災害復旧事業以外の事業の補助対象経費には、次に掲げる経費を含めることができない。

（１）造成工事及び外構工事に要する経費

（２）解体撤去工事に要する経費のうち、改築、改造又は修繕を伴わないもの

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、次の表に掲げる補助事業の区分ごとに同表に定める補助基礎額に同表に定める補助率を乗じて得た額以内の額とし、同表に定める上限額を限度とする。

区分	補助基礎額	補助率	上限額
建設事業	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 （１）補助対象経費の額 （２）市長が定める１平方メートル当たりの建築基準単価に建築延床面積を乗じて得た額	３分の２	２，０００万円
購入事業	次に掲げる額のうちいずれか少ない額	３分の２	２，０００万円

	（１）補助対象経費の額 （２）市長が定めるところにより算出した現存価格		
修繕事業	補助対象経費の額から３０万円を減じた額	２分の１	１５０万円
耐震修繕事業	補助対象経費の額から３０万円を減じた額	２分の１	３００万円
災害復旧事業	補助対象経費の額	３分の２	４５０万円

備考　補助事業について市以外のものから補助金等の交付を受ける場合にあっては、この表に定める補助基礎額から当該交付額を減じた額をもって補助基礎額とする。

２　自治会等は、同一の事業について、前項の表に掲げる複数の補助事業の区分による補助金の交付を受けることができない。

３　自治会等が複数の集会施設について補助金の交付を受ける場合には、第１項の規定による補助金の額の算定は、それぞれの集会施設ごとに行うものとする。

４　第１項の規定により算出した補助金の額が零を下回る場合は、補助金は、交付しない。

５　第１項の規定により算出した建設事業又は購入事業に係る補助金の額に１万円未満の端数があるとき、及び修繕事業、耐震修繕事業又は災害復旧事業に係る補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（災害復旧事業に係る届出等）

第６条　災害復旧事業に係る補助金の交付を受けようとする自治会等は、第３条第１項第５号に規定する自然災害による被害を受けた日から起算して１年以内に、その旨を市長に届け出るものとし、当該届出をした日の属する年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の末日までに規則第４条の規定による申請を行わなければならない。この場合において、当該災害復旧事業は、翌年度の末日までに完了する見込みであるものでなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、集会施設に対する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。